

国際機構法 期末試験問題

教授 濱本正太郎

問 1 (50 点)

私人が保有する国際決済銀行 (BIS) 株式の BIS による強制取得の価格をめぐって生じた紛争に関する *Reinicius v. BIS* 仲裁部分判断 (2002 年) は、スイス法人として 1930 年に設立された BIS について、“the essential international character of the Bank is apparent from its treaty origin” および “the functions of the Bank were quintessentially public international in their character” ということを理由として、“the Bank for International Settlements is a *sui generis* creation which is an international organization” であると結論した。

- (1) この理由付けに賛成か反対かを明記した上で、根拠を説明せよ。なお、賛成か反対かは評価の対象としない。
- (2) 「BIS は国際機構であるか否か」という問題に肯定的に回答するのと否定的に回答するのとでどのような実践的相違が生じるのか、説明せよ。

問 2 (50 点)

国連総会決議 78/331 (2024 年 9 月 6 日採択) は、国連平和維持活動要員による性的虐待について、国連の “efforts to [...] strengthen the Organization’s [...] remedial actions in order to promote greater accountability” を支持すると述べている (本文 5 項)。しかし、この決議の中にも、あるいはこの決議の基礎となっている事務総長報告書 (A/78/774) の中にも、*compensation* という語は出てこない。

- (1) この決議にいう *remedial actions* としてはどのようなものが考えられるか、具体例 (実践されているものでも、回答者が提案するものでも良い。) を挙げて説明せよ。
- (2) *compensation* という語が総会決議にも事務総長報告書にも出てこないのはなぜか、説明せよ。